

消費税法

本試験問題

【第一問】—50—

- 問1 事業者が、売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関して、次の点について簡潔に述べなさい。
- (1) 「売上げに係る対価の返還等をした場合」の意義
 - (2) 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の控除要件
 - (3) 相続、合併又は分割があった場合の取扱い

問2 次の(1)から(5)の場合について、事業者が提出すべき消費税の届出書(⑤)については併せてその前提となる手続)及びその提出時期について、その理由を示して簡潔に述べなさい。

なお、課税売上高の金額は、特段の断りのない限り、国内における課税資産の譲渡等に係るもの(免税取引に係るものはない。)であり、消費税及び地方消費税(税率は合わせて5%)に相当する金額を含むものとし、いずれの場合も「消費税課税期間特例選択・変更届出書」(消費税法第19条第1項第3号から第4号の2まで(課税期間)に規定する届出書をいう。)は提出されていないものとする。

また、問題文中の各種届出書は、それぞれ次のものをいうものとする。

① 「消費税課税事業者選択届出書」

消費税法第9条第4項(小規模事業者に係る納税義務の免除)に規定する届出書

② 「消費税課税事業者届出書」

消費税法第57条第1項第1号(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出)に規定する届出書

③ 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」

消費税法第57条第1項第2号(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出)に規定する届出書

④ 「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」

消費税法第57条第2項(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出)に規定する届出書

⑤ 「消費税簡易課税制度選択届出書」

消費税法第37条第1項(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)に規定する届出書

- (1) 翌課税期間(平成22年1月1日から12月31日まで)に設備投資を予定している個人事業者A(平成8年から事業を開始し、継続して事業を行っている。)が、翌課税期間に係る申告で仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

なお、Aは、平成9年5月に「消費税課税事業者届出書」及び「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、平成10年分(平成10年1月1日から12月31日まで)から課税事業者となり、消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度(消費税法第37条第1項(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)に規定する方法をいう。以下同じ。)により継続して申告を行ってきたが、平成18年分(平成18年1月1日から12月31日まで)の課税売上高が945万円であったことから、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」(この届出の適用開始課税期間は平成20年1月1日から12月31日まで)を平成19年3月に提出しており、これら以外に消費税に関する届出書を提出したことはない。

また、Aの平成19年分(平成19年1月1日から12月31日まで)の課税売上高は966万円、平成20年分(平成20年1月1日から12月31日まで)の課税売上高は882万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。

- (2) 相続により被相続人Cの事業を承認した相続人である個人事業者Bが、当課税期間(平成21年1月1日から12月31日まで)に係る申告で仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

なお、相続があった日は平成21年2月28日であり、Bは「消費税課税事業者選択届出書」を提出していないが、Cは平成20年11月に「消費税課税事業者選択届出書」(この届出の適用開始課税期間は平成21年1月1日から12月31日まで)を提出している。

また、B及びCともに事業を開始してから課税事業者になったことはなく、前々課税期間(平成19年1月1日から12月31日まで)における課税売上高は、Bが399万円、Cが546万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。

- (3) 設立2期目の法人D社(事業年度は5月1日から翌年4月30日まで)が、翌課税期間(平成22年5月1日から平成23年4月30日まで)に係る申告で仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

TAC予想問題

●基礎各練第2回【第一問】問1

【第一問】—50点—

- 問1 消費税法第37条((中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)))の適用を受けている課税事業者がその納付すべき消費税額の算出にあたり、課税標準額に対する消費税額から控除されるべき税額のうち、帳簿の保存を要件として適用される規定について述べなさい。

●全各練【第一問】

- 問2 次のそれぞれの場合に提出すべき消費税の届出書(③及び⑤については併せてその前提となる申請書)及びそれぞれの現況における提出時期について、法令の根拠を示して簡潔に述べなさい。なお、提出に制限のある届出書については、当該制限についても触れることとし、税務署長による承認又は却下の手続に関する処分については、解答しなくてよい。

また、課税売上高、売上げに係る対価の返還等の金額等は、国内における課税資産の譲渡等に係るもの(免税取引に係るものはない。)であり、消費税及び地方消費税(税率は合わせて5%)に相当する金額を含むものとする。

各事業者はいずれも、消費税法第19条第1項第3号から第4号の2に規定する「消費税課税期間特例選択・変更届出書」は提出していない。また、「消費税課税事業者選択届出書」とは、消費税法第9条第4項に規定する届出書をいい、「消費税簡易課税制度選択届出書」とは、同法第37条第1項に規定する届出書をいうものとする。

- ① 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している法人A社(事業年度は4月1日から翌年3月31日までである。)が、翌課税期間(平成22年4月1日から翌年3月31日まで)に多額の設備投資を予定しており、仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

なお、A社の前々課税期間(納税義務は免除されていない。)の課税売上高は53,571千円であり、当課税期間における控除対象仕入税額の計算については、消費税法第30条第1項(仕入れに係る消費税額の控除)に規定する方法によっている。また、前課税期間(納税義務は免除されていない。)の課税売上高は50,148千円、当課税期間の課税売上高は55,650千円であり、「消費税簡易課税制度選択届出書」は平成17年3月に提出している。

- ② 法人B社(事業年度は4月1日から翌年3月31日までである。)が、翌課税期間(平成22年4月1日から翌年3月31日まで)から簡易課税制度の規定の適用を受けようとする場合。

B社は、法人C社(事業年度は4月1日から翌年3月31日までである。)と平成22年5月1日にB社を存続法人とする合併を予定しているが、社名はC社とすることとしている。

B社は平成21年6月に「消費税課税事業者届出書」(消費税法第57条第1項第1号に規定する届出書をいう。)を提出しているのみであるが、C社は平成16年3月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している。また、B社は消費税創設以来当課税期間まで消費税の納税義務が免除されているが、C社は平成16年4月以降消費税の納税義務は免除されていない。なお、前課税期間における課税売上高は、B社が10,290千円、C社が34,020千円である。

- ③ 喫茶店を営む個人事業者D(以下「D」という。)が、前課税期間(平成20年1月1日から同年12月31日まで)について仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

サラリーマンであったDは、Dの父E(以下「E」という。)が平成20年12月15日に急逝したことに伴い、新たにEの営んでいた喫茶店の事業を相続により継承した後、Eが特注していた設備の引渡しを平成20年12月25日に受けているが、Eの相続の伴う手続きのため、前課税期間において必要な届出書を提出することができず、既に平成21年1月10日となった。

なお、Eは平成19年12月1日に「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、平成20年分の消費税について控除不足還付税額の還付を受ける予定であった。また、Eの平成18年(納税義務は免除されている。)の課税売上高は9,476千円、平成19年(納税義務は免除されている。)の課税売上高は10,230千円であった。

- ④ 休職状態にあったF社(事業年度は5月1日から翌年4月30日までである。)が、当課税期間(平成21年5月1日から翌年4月30日まで)において事業を再開し、仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

なお、D社は、平成20年5月1日に資本金の額5,000万円で設立された法人であり、設立後速やかに「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出したが、これ以外に消費税に関する届出書を提出したことはない。 また、D社の設立1期目の課税期間（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）の課税売上高は1,029万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。 (4) 吸収合併により事業を承継する予定の法人E社（事業年度は4月1日から翌年3月31日まで）が、翌課税期間（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）に係る申告で消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度を適用しようとする場合。 なお、E社は、平成22年4月1日に法人F社（事業年度は4月1日から翌年3月31日まで）を吸収合併する予定である。 また、E社は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していないが、F社は平成9年3月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を届出している。E社、F社とも消費税創設以来継続して課税事業者となっており、前課税期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）における課税売上高は、E社が2,625万円、F社が4,410万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。 (5) 消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度を適用していた法人G社（事業年度は4月1日から翌年3月31日まで）が、平成21年5月22日に発生した地震により工場が損壊し、緊急な設備投資等を行う必要が生じたため、当課税期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）において本則課税（消費税法第30条第1項（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する方法をいう。）に変更しようとする場合。 なお、G社は平成20年3月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出して、前課税期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）から消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度を適用していた。 また、G社の前々課税期間（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）であり、納税義務は免除されていない。）の課税売上高は5,040万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。 ② 解答は答案用紙の指定された枠内に記入すること。なお、解答枠は書き損じ等も考慮して十分にスペースを設けている。	F社は、平成12年に資本金1,000万円で設立された法人であるが、平成18年8月から事業活動を休止していた。当課税期間の1月より、事業を再開したことに伴い、内装工事及び必要な課税仕入れを行ったため、当課税期間においては、控除不足還付税額が生ずる見込みである。 ⑤ 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している法人G社（事業年度は6月1日から翌年5月31日までである。）が、当課税期間（平成21年6月1日から翌年5月31日まで）に仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようする場合。 G社は、平成20年5月20日に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しているが、当課税期間の9月に台風による風水害のため、G社の本社及び工場が甚大な被害を受けた。なお、同月中に被害はやんでいる。G社では、被害に伴う復旧作業に当たり、多額の修繕費及び工場費用が生ずるため、できれば当課税期間において消費税の還付を受けたいと考えている。 G社の前々課税期間（納税義務は免除されていない。）の課税売上高は52,689千円であり、前々課税期間中の当該課税売上高に係る対価の返還等の金額は210,000円であった。 (35点) ② 解答は答案用紙の指示に従い、指定された枠内に記入すること。なお、提出時期については具体的な年月日を答える必要はない。 また、上記の場合以外に消費税に関し特筆すべき事情はない。
【第二問】 —50点— 【資料】 2 甲社の前事業年度に係る消費税額（当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額）1,000,000円は、確定申告（期限内申告）により確定したものであり、これに基づいて当課税期間の中間申告を行っている。	●基礎答練第2回 2 甲社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの前課税期間（事業年度）に係る消費税額（当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額）3,085,000円は、確定申告（期限内申告）により確定したものであり、これに基づいて当課税期間の中間申告を行っている。
4 (2) 「修理売上高」には、国外へ輸出した車両に対して、国外の修理業者に委託して修理を行ったものが2,854,330円含まれており、その他の38,908,150円（仮受消費税等1,945,307円）はすべて国内で行った修理に係るものである。	●基礎答練第2回 ③ 自転車修理売上高 8,233,500円 上記金額の内訳は、次のとおりである。 イ 有償修理高 7,383,500円 店舗において自転車の修理を有償で負ったことにより収受したものである。 ロ A社製造の自転車の修理に係る役務の提供の対価 850,000円 A社から輸入した自転車についてはA社の保証書が発行されており、国内の消費者に販売した後1年以内に通常の用途で故障した場合には、A社の負担で修理が受けられることとされているが、A社は国内に支店等を有していないことから、その修理を甲社に委託している。上記金額は、この修理の対価を甲社がA社から収受したものである。
4 (4) 「売上値引戻り品」の内訳は、次のとおりである。 ① 外国への輸出版売に係る値引き 767,120円 ② 外国への輸出版売に係る車両で受注ミスにより誤って輸出し、国内に返品されたものが含まれており、その内訳は次のとおりである。 (イ) その返品に係る車両販売代金 1,200,000円 (ロ) その返品車両の引取りに要した国外までの輸送費 813,500円 なお、この返品車両の引取りについては、輸出許可の際の性質及び形状が変わっていないものの輸入として、関税定率法第14条第10号（無条件免税）及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第1号（免税等）の規定により消費税等は免除されている。 ③ 国内で販売した車両の返品 1,020,174円（仮受消費税等51,000円）	●基礎答練第1回 (2) 「売上値引及び戻り高」の内訳は、次のとおりである。なお、甲社は、売上げの値引きにつき、すべて「売上値引及び戻り高」勘定で処理している。 ① 国内における売上高（上記1)③参照）に係るペーパー用品の返品に係るもの 2,694,500円 ② 輸出売上高（上記1)②参照）に係る玩具の返品に係るもの（S社に対するものである。） 1,154,800円

ズバリ的中!

4 (8) 「仕入値引戻り高」には、次のものが含まれているが、この他の2,064,468円（仮払消費税等103,223円）はすべて国内の課税仕入れに係るものである。 ① 違約品であったため中国の仕入先に返品した輸入部品 450,000円 この部品に係る課税貨物の消費税等の還付金22,500円（消費税18,000円及び地方消費税4,500円）は、「仮払消費税等」勘定で処理されている。 ② 輸入部品に係る仕入割戻し 45,600円	●応用答練第1回 ② 「材料値引及び戻し高」の内訳は次のとおりであり、いずれも当課税期間に係るものである。 (イ) 国内の事業者からの材料の仕入れに係るもの 2,891,500円 (ロ) 保税地域から引き取った輸入材料の返品に係るもの 3,045,000円 上記金額には、返品の際税関から還付を受けた消費税額116,000円及び地方消費税額29,000円が含まれている。 (ハ) 保税地域から引き取った輸入材料につき、海外の仕入先から直接受けたリポート 320,000円
4 (9) 「給与手当」35,618,509円には、人材派遣会社に支払った労働者派遣料2,886,640円及び通勤手当681,290円が含まれている。	●応用答練第1回 ② 「給与手当」には、北京支店に係るもの10,508,200円が含まれているが、それ以外の内訳は次のとおりである。 (イ) 給与手当 70,001,360円 (ロ) 通勤手当 1,811,000円 このうちには、本社の従業員に係るもの1,382,600円が含まれているが、この他は、銀座店の従業員に係るものである。 (ハ) 住宅手当 2,156,000円 (ニ) 国内の人材派遣会社に支払った通訳スタッフの派遣料 1,700,000円 なお、通訳は本社業務及び国外に係るものであり、契約において支払金額の月額が決められている。また、上記金額には、通訳スタッフが海外に出張した際の実費相当額500,000円が含まれている。
4 (10) 「法定福利費」は、すべて社会保険料及び労働保険料である。 4 (11) 「福利厚生費」には、次のものが含まれているが、この他の188,157円（仮払消費税等9,407円）はすべて課税仕入れに該当する。 ① 国内の旅行社に支払った社員慰安のための国内旅行費用 557,000円（仮払消費税等27,850円）及び旅館の仲居に支払ったチップ10,000円 ② 社員に対する結婚祝い金 30,000円 ③ 社員全員に健康診断を受けさせるために医療機関に直接支払った費用 35,000円	●直前対策講義第1回 ③ 「福利厚生費」のうち、3,295,400円は甲社負担の社会保険料及び労働保険料であり、その他の金額は次のとおりである。 イ 従業員慰安のための国内旅行費用 576,052円 このうちには、宿泊旅館の予約変更に伴い支払った違約金 72,000円が含まれている。 ロ 契約診療所に支払った従業員の人間ドック費用の会社負担分 212,000円 ハ 従業員に対する慶弔金（現金によるもの） 150,000円
4 (14) 「交通費」には、次のものが含まれ、この他の1,288,831円（仮払消費税等64,441円）はすべて課税仕入れである。なお、課税取引はすべて共通課税仕入れに該当する。 ① 仕入先の役員に対する香典50,000円及び葬儀での供花代 30,000円（仮払消費税等1,500円）が含まれている。 ② 中元・歳暮に係る商品券及びビール券 95,239円（仮払消費税等4,761円） ③ ゴルフ場利用税（領収書等で明確に区分されている。）9,600円 ④ 海外の出張先レストランで支払った接待費 184,524円（仮払消費税等9,226円）	●応用答練第1回 ⑦ 「接待交際費」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 製品及び商品販売業者とのゴルフプレー代 628,000円 上記金額にはゴルフ場利用税33,000円及び緑化協力金（寄附に該当する。）1,500円が含まれている。 (ロ) 製品及び商品販売業者への贈答用品の購入費 370,200円 上記金額には商品券の購入費45,000円が含まれている。 (ハ) 製品及び商品販売業者への現金による祝い金、香典等 320,000円 (ニ) 共通課税仕入れに該当するもの 480,000円 (ホ) 課税仕入れに該当しないもの 450,000円
4 ㉒ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりであり、課税仕入れに該当するものはすべて課税資産の譲渡等によるものである。 ① 国内の事業者へ支払ったインターネット販売に係るホームページ管理料 1,200,000円（仮払消費税等60,000円） ② 来日中の留学生（非居住者）に支払った①のホームページの英語翻訳料 200,000円（仮払消費税等10,000円） ③ 国外の自動車販売雑誌への広告掲載料 380,000円（仮払消費税等19,000円） ④ その他の課税仕入れ 702,600円（仮払消費税等35,130円）	●基礎答練第1回 (10) 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内の自転車専門誌に掲載した製品及び商品に係る広告掲載料 757,000円 ② 甲社のインターネット・ホームページメンテナンス料 376,480円 国内の取引先に対して支払ったものであり、海外向け製品販売専用ホームページに係るメンテナンス料である。 ③ 本社の経理担当者を採用するための求人に係る広告掲載料 399,000円 ④ 製品の展示会費用 620,000円 他の自転車製造業者と国内において共同で行った自転車の展示会に要した費用である。なお、他の自転車製造業者から展示会費用の一部を負担金として収受している。（下記㉒④参照）
4 ㉓ 「諸会費」の内訳は次のとおりである。 ① 同業者団体への通常会費（対価性のないもの）228,572円（仮払消費税等11,428円） ② ライオンズクラブの年会費（対価性のないもの）342,858円（仮払消費税等17,142円）及び特別会費（研修受講料）47,620円（仮払消費税等2,380円） ③ クレジットカードの年会費 12,000円（仮払消費税等600円）	●応用答練第1回 ⑪ 「諸会費」は、事業協同組合（商品の共同購入事業を行っている。）が毎月発行している商品情報が掲載された雑誌の購読料36,000円及び銀座店の従業員研修の受講料820,000円の合計額である。
4 ㉔ 「貸倒損失」の内訳は次のとおりである。 ① 前事業年度の自動車販売に係るもの 1,459,000円（仮受消費税等72,950円） ② 輸出販売に係る売掛金 1,111,000円（仮受消費税等55,550円）	●基礎答練第2回 ㉔ 「貸倒損失」は、当課税期間の製品の国内販売に係る売掛債権992,250円及び前課税期間の製品の輸出免税売上げに係る国外の取引先に対する売掛債権296,000円が回収不能となったものであり、貸倒れの事実を証する書類は保存されている。
4 ㉕ 「受取利息」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行の預金利息 12,365円 ② 外国銀行国内支店に預け入れの外貨建て預金の預金利息 19,855円 ③ 非居住者が発行した外国債券の利子 150,000円	●応用答練第1回 ① 「受取利息」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 国内銀行の預金利息 305,200円 (ロ) 外国銀行の国内支店における外貨預金利息 211,850円 (ハ) 外国債の利子 67,150円

- 4 ③〇「有価証券売却益」の内訳は、次のとおりである。
- ① 証券投資信託の受益証券の売却によるもの 50,000円
これは、証券投資信託（簿価900,000円）を950,000円で売却したものである。
- ② 上場株式の譲渡によるもの 177,550円
帳簿価額2,050,000円の株式を2,300,000円で売却し、売却手数料69,000円（仮払消費税等3,450円）を控除した差額である。

- 6 (2) 甲社は、販売用車両の展示場として使用するため、平成22年3月に等価交換により、所有していた土地（簿価1,500万円）を譲渡し、本社に隣接する土地（時価2,000万円）を取得し圧縮記帳を行っている（法人税法第50条の圧縮記帳の適用要件はすべて満たしている。）。
- なお、交換により取得した土地に係る登記費用等は、「支払手数料」に含まれている。また、取得した土地の整地費用に係る支払対価の額1,365,000円（消費税等は区分されていない。）が「土地」に含まれ、路面舗装費用1,800,000円（仮払消費税等90,000円）は「構築物」に計上されており、課税仕入れに該当するものはすべて課税資産の譲渡等によりのみ要するものである。

- 6 (4) 「車両運搬具」について、積重トラック（販売用車両の搬送用）を平成21年6月に買い換えた。買い換え時の仕訳は次のとおりであり、課税資産の譲渡等によりのみ要するものである。

借 方		貸 方	
車 両 運 搬 具	5,000,000	現 金 預 金	4,620,000
仮 払 消 費 税 等	250,000	車 両 運 搬 具	502,179
		仮 受 消 費 税 等	30,000
		固定資産売却益	97,821

- 6 (5) 「ゴルフ会員権」は、当課税期間にゴルフ場の新規募集により取得した預託金方式の会員権であり、内訳は次のとおりである。
- ① 預託金（20年据置き後返還されるもの） 1,200,000円
② 入会金（返還されないもの） 500,000円
(仮払消費税等25,000円)

※この他にも、的中しました。

〔第二問〕【資料】4 (12)
〔第二問〕【資料】4 (13)
〔第二問〕【資料】4 (25)
〔第二問〕【資料】6 (1)

- 基礎答練第1回
- 27 「有価証券売却益」は、国内上場株式（帳簿価額8,650,000円）を9,800,000円で売却したものであり、売却手数料945,000円控除後の金額である。

- 的中答練第1回
- (注3) 当課税期間中に等価交換（交換差金の授受はない。）により取得したもの（集合住宅Dの賃貸業に係る業務の用に供している。）である。
- なお、交換取得車両の取得時における価額は1,300,000円、交換譲渡車両の譲渡時における帳簿価額は1,700,000円（譲渡時における価額は1,300,000円である。）である。

- 直前対策講義第1回
- ⑭「固定資産売却損」は、当課税期間中に旧型の商品配送用自動車（帳簿価額480,000円）を下取価額200,000円で引き渡したものに係る金額である。
- 4 固定資産に関する状況
- 甲社の固定資産の取得状況は次のとおりであるが、特に断りのある場合を除き当課税期間の末日において所有している。

	取得年月日	名称	支払金額	用途等
①	平成19年6月10日	土地	56,800,000円	本社ビル
②	平成19年8月6日	コピー機	1,045,800円	本社業務用
③	平成20年2月16日	建物	36,750,000円	本社ビル
④	平成22年3月2日	自動車	1,690,000円	商品配送用

- (1) ①の土地は、本社ビルの敷地用として購入したものである（下記③参照）。
- なお、支払金額には造成費用1,300,000円が含まれており、資本的支出に該当するものである。
- (2) ②のコピー機は、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する業務の用に供している。
- (3) ③の建物は、①の土地の上に本社ビルを建設し、引渡しを受けたものであるが、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する業務の用に供している。
- (4) ④の自動車は、上記③④の自動車の下取りに伴い取得したものであるが、④の支払金額はその下取り金額を差し引いた金額である。

- 的中答練第1回
- ア 上場会社の普通株式を譲渡（下記⑥②参照）した際の手数料（30,870円）
- なお、この譲渡代金と手持ち資金を合わせ、新設ゴルフ倶楽部の会員権（入会金620,000円、預託金3,000,000円）を同ゴルフ倶楽部の募集に応じて取得しているが、このゴルフ会員権は、工場施設の請負工事に係る得意先の接待に供するためのものである。
- ⑧ 当該入会金は脱退の際に返還されないものであり、預託金は脱退の際に返還されるものである。

- 基礎答練 第2回
●基礎答練 第2回
●応用答練 第1回
●的中答練 第1回

ズバリ的中!